告 示

埼玉県告示第千二百八十七号

をしなければならない 定有害物質によっ 指定する。 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) て汚染されてお 区 |域(以下 り、 「形質変更時要届出区域」 土地の 形質 第十一条第一 \mathcal{O} 変更をしよう とい 項 · う。 とするときの届 \mathcal{O} 規定によ $\overline{}$ を次 いのとお り 出

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一形質変更時要届出区域

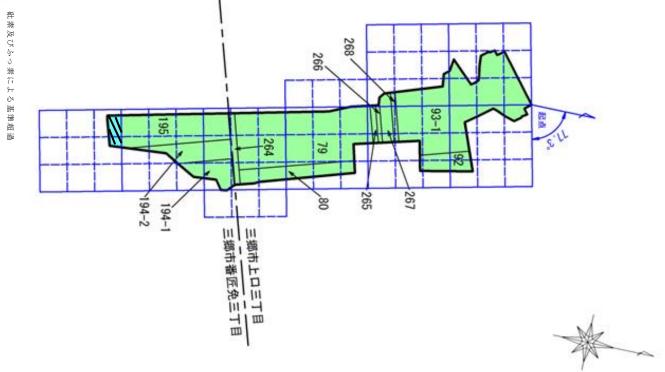
二番 九 十 四 百六十六 別 \mathcal{O} 図 番 \mathcal{O} 部、 <u>ー</u>の 番 とお \mathcal{O} _ 九 り 八十三番一 部、 部、 (埼玉 二百六十七番 百 県三郷 九十四番二の \mathcal{O} 市上 部、 百三丁 $\overline{\mathcal{O}}$ 二百六十 部、 部 及 目 二百 び 兀 七 百 番 + 六 九 \mathcal{O} 九 十五 十八 番 部、 \mathcal{O} 番 番 二百六 \mathcal{O} \mathcal{O} 部、 部) +番匠免三丁 五. 番 番 \mathcal{O} \mathcal{O} 部 -- 部 自百百 九 +

 \mathcal{O} 基準に 土壤汚染対策法施行 適合 してい な !規則 11 特 定有害物 (平成十四年環境省令第二十九号) 質 \mathcal{O} 種 類 第三十 条第 項

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行 規則第五十八条第四項第九号に 該当する区域

別図のとおり(一の区域と同じ)



敷地境界(数字は埼玉県三郷市 上口三丁目、番匠免三丁目以降 の地番)

| | | |

砒素による基準超過

支点は、三郷市上口三丁目 93-1の最北端とする。

[格子の回転角度 77.3度] 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線、並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転 させた角度。